

税務調査で指摘されやすい

相続税の **税務判断** **申告のポイント** がよくわかる!

税務調査官の **視** 点からつかむ

# 相続税の実務と対策

～誤りを未然に防ぐ税務判断と申告のポイント～

渡邊定義 編著 黒坂昭一 村上晴彦 堀内眞之 著

## 本書の特色

税務当局で実務経験のある著者が  
相続税の基本から税務調査時のポイントまで  
わかりやすく解説!

生前贈与がある場合等  
実務上誤りやすい申告の留意点を  
豊富な事例をもとに詳解!

税務調査官の **視** 点からつかむ

## 相続税 の実務と対策

誤りを未然に防ぐ  
税務判断と申告のポイント

渡邊定義 編著  
黒坂昭一 村上晴彦 堀内眞之 著

税務調査で  
あてないために  
税理士が押さえる  
相続税の申告の  
留意点とは?

勘違いや思い込みを  
予防して、税務調査で  
指摘されない申告を!

国税当局での実務経験豊かな著者が、  
“実際に税務調査で指摘された実務上誤りやすい取扱い”  
をわかりやすく解説

第一法規

A5判/304頁 定価 本体3,100円+税

税務調査官の視点からつかむ

**印紙税**の実務と対策

～顧問先に喜ばれる  
一歩踏み込んだアドバイス～

税務調査官の視点からつかむ

**消費税**の実務と対策

～顧問先に喜ばれる  
一歩踏み込んだアドバイス～

税務調査官の視点からつかむ

**源泉所得税**の実務と対策

～国内外の最新事例による  
顧問先へのアドバイス～



も好評発売中!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

I 相続税の考え方と基本的な仕組み

- 第1 相続税・贈与税の仕組みの概要
第2 相続税の申告の仕組み
第3 財産評価の仕組み
第4 相続税・贈与税の特例等
第5 相続税の納付

II 相続税調査の現状

- 第1 相続税調査の概要
第2 調査の状況

III 税務調査官の視点からみる調査時のポイント

第1 調査対象のチェックポイント

- 1 相続財産の分割等
2 取得財産
3 債務等
4 生前贈与財産の相続財産への加算
5 財産の評価
6 特例
7 税額計算等
8 その他

第2 調査時の留意点

- 1 納税者の主張(相続財産に含まれない旨)が認められるケース
2 納税者の主張(名義人に帰属する旨)が認められないケース
3 証拠資料のチェックポイント
4 名義株などのその他の名義財産

IV 税務調査における指摘事例と留意事項

1 限定承認・放棄や相続人がいないとき

- 事例1 限定承認とみなし譲渡
事例2 第一順位相続人全員が放棄した場合の相続税の申告
事例3 特別縁故者の分与財産の取得と相続税の申告

2 遺言と遺産分割協議

- (1) 遺言
事例4 遺言無効の訴訟が提起されている場合の相続税の申告
事例5 遺留分侵害額の請求に対して遺産の一部である土地の所有権を移転

(2) 遺産分割協議

- 事例6 不十分な相続人調査と遺産分割協議
事例7 紛らわしい「事実上の放棄」
事例8 遺産分割協議のやり直し

3 財産調査のポイント

(1) 基本的な財産調査

①土地等の調査

- 事例9 所有土地等の確実な把握方法など
事例10 基準容積率で地積規模の大きな宅地の評価を適用
事例11 相続人所有の賃貸住宅がある被相続人の土地の評価(使用貸借)
事例12 公簿地積に比し想定整形地の地積が大きい土地
事例13 公簿地積に比して延床面積の広い建物の敷地
事例14 土地の売買契約中に相続が発生した場合

②預貯金口座の確認要領

- 事例15 過去の銀行口座への配当の振込みと証券会社の取引
事例16 被相続人以外の名義の財産(預貯金)
事例17 相続開始前の自宅の改築などのための出金
事例18 保険料の定期的な支払
事例19 相続開始前の出金など

(2) 被相続人の職業・経歴などに応じた財産調査

①生前に資産の譲渡・退職に伴う退職金の受取りなどがある場合

- 事例20 過去に高額な土地の譲渡収入がある場合

②個人事業者

- 事例21 棚卸資産である土地の評価
事例22 事業承継者の青色申告承認申請
事例23 準確定申告に係る医療費控除と還付金等

③被相続人が同族会社を経営している場合

- 事例24 法人税申告書別表2の株主名簿の移動
事例25 同族会社に賃貸されている土地
事例26 取引相場のない株式の評価上の留意点
事例27 累積赤字がある同族会社への貸付金

(3) 死亡保険金と各種給付金

- 事例28 同一の保険契約に基づいて、死亡後に支払われる入院等に伴う保険金と死亡保険金が支払われる場合
事例29 外貨建て生命保険金の受領等
事例30 前納保険料(みなし相続財産)と遺産分割協議

4 債務控除

- 事例31 特定遺贈を受けた者(相続人以外)の債務控除
事例32 相続放棄した者の債務控除
事例33 お墓の購入費用に係る借入金
事例34 団体信用生命保険契約により返済が免除される住宅ローンの取扱い

事例35 保証債務の債務控除

- 事例36 一次相続に係る遺失申告加算税等と二次相続の債務控除
事例37 被相続人から生前に贈与がある場合

事例38 贈与税の配偶者控除と贈与財産の価額の加算と贈与税の申告

- 事例39 生命保険金の非課税枠内の取得と相続開始3年以内の贈与額の加算
事例40 相続時精算課税(申告漏れの贈与額)
事例41 相続時精算課税の適用を受けた贈与財産に評価誤りがあった場合

事例42 相続時精算課税適用者の死亡と課税価格の計算

- 事例43 結婚・子育て資金の非課税の特例を受けている場合の相続税の申告
事例44 相続時精算課税等に係る贈与税の申告漏れと開示制度

6 特例適用関係

(1) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

- 事例45 建物又は構築物の敷地
事例46 申告期限までに選択ができない
(2) 配偶者の税額軽減の特例
事例47 財産を隠すと配偶者はそのことを知らなくても税額軽減の特例は適用できない
申告期限から3年経過後の遺産分割協議と配偶者の税額軽減の特例

7 税額加算・税額控除

- 事例49 孫を養子にしている場合の税額加算
事例50 障害者控除の適用と障害の等級

8 更正の請求

- 事例51 遺言無効と更正の請求の特則
事例52 遺産分割協議の無効と更正の請求
事例53 調停の成立と更正の請求(特例が適用できなかった事例)

- 事例54 一次相続に係る遺産分割協議と二次相続に係る更正の請求
事例55 取得時効と更正の請求

9 相続税の申告書の提出・納税

- 事例56 介護施設に入居していた被相続人の住所地
事例57 共同申告書に記名のある一部の相続人の欄に押印のない申告と誤納還付
事例58 期限後申告に対する無申告加算税の賦課と正当な理由

10 延納・納税

- 事例59 修正申告(更正)の場合も延納申請は可能
事例60 土地の境界確定は生前に
事例61 物納と小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例
事例62 超過物納と譲渡所得

11 連帯納付責任

- 事例63 納付税額がない配偶者が納付しなければならない場合

IV 税務調査における指摘事例と留意事項

事例14 土地の売買契約中に相続が発生した場合

被相続人Xは、甲土地を1億円で売却する売買契約を締結し、手付金1,000万円を受領し、残金9,000万円は、引渡し時に受け取ることをしていたところ、引渡し前にXの相続が開始しました。共同相続人間の遺産分割協議により、甲土地は長男が取得し、売却先に所有権を移転していることから、甲土地は相続税評価額の8,000万円、手付金1,000万円は預り金(債務)として相続税の申告をしました。

税務調査官の指摘事項

売買契約は成立していることから、甲土地については、9,000万円は金銭債権、手付金1,000万円は預貯金などに含まれているものとして申告をしなければならない。

解説

売買契約中に相続が発生した場合の相続財産については、引渡し前であっても、相続財産である土地、建物は、現代金請求権となっています。この場合、現代金請求権の金額がその土地の価額となります。

この場合、手付金などについては、相続財産である預貯金などに含まれているものと考えられます。

譲渡所得の申告については、被相続人が行うか相続人(長男)が行うかで次のような違いがあります。

なお、仲介手数料など土地の譲渡契約に伴い確定している債務は、相続開始時点で支払われている金額を除き債務控除の対象になると考えま

す。

・被相続人の譲渡所得として申告する場合

所得税は債務控除の対象となります。

この場合、被相続人が死亡しているため、譲渡所得について住民税の課税はないことから、この部分は債務控除の対象となりません。

・相続人(長男)の譲渡所得として申告する場合

所得税は相続人(長男)の負担ですから、債務控除の対象となりません。

譲渡所得については、相続開始3年以内に譲渡があったものとして甲土地に係る相続税の取得費加算の適用があり、取得費加算の計算の場合の相続税の「課税価格の計算の基礎に算入された資産」の額(措法39条1項、指合25条の16)は、現代金請求権の価額(9,000万円)となります。なお、住民税や国民健康保険税などは、譲渡所得を含めて計算され相続人(長男)に課税されます。

ADVICE 実務のアドバイス

【買主側の不動産の評価、相続税対策としての不動産の利用と評価適正第6項】

売主に相続が開始した場合は本事例のように完済代金債である(最高二小判昭和61年12月5日訟務月報33巻8号2149頁)とされていますが、買主に相続が発生するとうなるのでしょうか。

これについては、買主は相続開始時点では所有権を有しておらず、相続税の課税財産に含まれるものは、土地の所有権移転請求権等の債権的権利であり、その財産の価額は、当該土地の売買契約における売買価額である(最高二小判昭和61年12月5日訟務月報33巻8号2154頁)とした裁判例があります。

ところで、最近、東京地裁が注目すべき判決をしました(東京地判令

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キリトリ線

Table with 3 columns: 書名, 価格, 部数. Contains 4 rows of product information for tax guides.

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

Table with 2 columns: \*代金引換手数料について, \*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者へ。
一回あたりのお購入金額(商品の税込価格+送料)の合計が
1万円以下の場合、300円+税
3万円以下の場合、400円+税
10万円以下の場合、600円+税
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

〒 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇

ご住所
事務所名
フリガナ
ご氏名

TEL 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

様 〇〇 E-mail 〇〇〇〇@〇〇〇〇

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL0120-203-696 FAX0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印